

## 新横浜公園 レストランA業務委託仕様書

### 1 目的

委託者は、新横浜公園の利用者である市民などに対する安全で快適なサービスを提供することを目的とし、レストランAの運営業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託する。

### 2 法令及び規則などの遵守

受託者は、関連法令及び規則等を遵守するとともに、レストランとしての品位及び秩序の保持に努め、前条の目的を達成するよう最善の努力をしなければならない。

### 3 委託業務の内容と委託場所

(1) 委託者が受託者に委託する業務は、次のとおりとする。

- ア 日産スタジアムを含む新横浜公園でイベントが開催される日におけるレストラン運営業務
- イ 上記以外の日におけるレストラン運営業務
- ウ 前号に付帯する各種管理業務

(2) 業務を委託する場所（以下「委託場所」という。）は、次のとおりとする。

- ア 区画名称及び場内売店  
レストランA、場内売店 409 区画
- イ レストランAの区画面積  
253 m<sup>2</sup>
- ウ 場内売店 409 区画面積  
63.41 m<sup>2</sup>

(3) 委託者は、関係諸官庁の指導及び法的規制、経済及び社会情勢の変化、スタジアム利用者のニーズの変化、又はスタジアム内外の環境変化に対応してスタジアムの継続的發展を図るために、委託場所の増改築、委託業務の変更などを実施する必要があるときは、受託者に対して委託場所の位置、面積及び内装等の変更を求めることができる。

(4) 委託場所以外の新横浜公園内で行う飲食サービスの提供、その他のサービスについては、予め所定の手続きによる委託者の承認を得た上で受託者が実施するものとする。なお、これらの変更についても同様とする。

(5) 新横浜公園レストランA駐車場(日産スタジアム駐車場)を利用する飲食サービス利用者については、60分間無料とする。無料分に相当する金額は、委託者の負担とする。

### 4 営業権の帰属

委託業務の営業権は、委託者に帰属する。

### 5 売上金の帰属

委託業務にかかる売上金は、すべて委託者に帰属する。ただし、受託者は売上金回収にかかる一切の業務を受託者の責任及び費用負担において行うものとする。ただし、その他事業については、別途協議のうえ決定する。

## 6 業務委託料

委託者は、受託者に対して 17（4）で定める方式で算定する業務委託料を支払う。

## 7 権利の譲渡等の制限

受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に遂行させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合はこの限りではない。

## 8 第三者に対する債権債務

委託者は、受託者の委託業務遂行に伴って生ずる受託者と第三者との間の債権債務について、一切その責任を負わない。

## 9 委託者の名義の使用制限

受託者は、商品及び材料等の仕入その他委託業務の遂行上の一切の取引を自らの名義及び責任において行い、委託者の名義を使用し、又はその名を冠用してはならない。

## 10 店舗の名称等の承認

（1）受託者が委託場所で使用する店舗名称、ロゴ及びマーク等は、あらかじめ委託者の承認を受けなければならない。

（2）受託者が委託業務遂行のために委託場所内外及び各種媒体での宣伝等の販売促進行為を実施するときは、あらかじめ委託者の承認を受けなければならない。

## 11 費用の負担区分

（1）受託者は、委託業務の遂行に伴う費用を次のとおり負担する。

ア 横浜市公園使用料

管理許可 1 m<sup>2</sup> 当り 1,820 円/月額（令和 4 年 4 月 1 日現在）とする

イ 委託場所内電気料金、水道料金

※物価高騰の影響を受ける時期においては負担（分担）を双方による協議事項とします。

ウ 委託場所内ガス料金

エ 委託場所清掃費

オ ゴミ処理費

カ 材料費

キ 人件費

ク 被服費

ケ 消耗品費

コ 電話等の通信費

サ 12（1）に定める設備などの設置の費用

シ 13（1）に定める設備の追加、変更及び更新の費用

ス 14 に定める設備等の管理義務に要する費用

セ 生産物賠償責任保険及び損害保険、その他委託業務遂行上必要とされる保険料

ソ その他委託業務遂行に伴う一切の費用

（2）11（1）のアの費用は、委託者の請求により、受託者が委託者に支払うものとする。

(3) その他、受託者が費用を負担する項目であっても、特に委託者が業者指定をする場合には、受託者は当該指定業者に発注しなければならない。

## 12 設備などの設置

- (1) 受託者は、委託業務の遂行のために必要とされるもので設備、機器、家具、什器備品類（以下、「持込備品」という。）に関しては、委託者の承認を得たうえで、受託者の負担で調達及び設置する。持込備品の故障、老朽化等による修理、補充、取替及び更新に要する費用についても同様とする。
- (2) 受託者は、委託場所並びに当該委託場所に設置された基本設備及び持込備品の全部又は一部を第三者に貸与し、若しくは使用させ、又はスタジアムにおける委託業務以外の用に供してはならない。

## 13 設備などの追加、変更、更新及びマスキング

- (1) 設備の追加、変更及び更新にかかる費用は受託者の負担とする。
- (2) 新横浜公園内のイベントにおいて、委託者が広告等のマスキングが必要と判断した場合には受託者は協力する。

## 14 設備等の管理義務

- (1) 委託者又は受託者いずれの負担であるかにかかわらず内装・設備を含む委託場所の日常管理は、原則として受託者が行うものとする。
- (2) 受託者は、善良なる管理者の注意義務をもって内装・設備を含む委託場所を管理するほか、災害予防に万全の配慮をしなければならない。
- (3) 受託者が、前項の義務に違反してスタジアム建物や内装・設備を滅失又は毀損したときは、受託者は委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

## 15 営業日及び営業時間

- (1) 年間の営業日及び営業時間は、委託者が定める。
- (2) 営業日及び営業時間の変更及び営業の実施・休止等に関しては、その都度、委託者と受託者で協議するものとする。

## 16 販売品目及び販売価格

- (1) 受託者が販売する品目及び販売価格は、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。これらの変更についても同様とする。
- (2) 受託者が販売する品目のうち、委託者が不相当と認めた品目に関しては、委託者は受託者に販売の中止を指示することができる。

## 17 売上管理等

- (1) 受託者は、毎営業日の売上高を所定の書式をもって委託者に報告しなければならない。
- (2) 17(1)に定める売上高の集計期間は毎月1日から同月末日までとする。
- (3) 管理手数料は、レストランA：月額料460,460円（税込み）とし、  
場内売店409区画：月額料116,000円（税込み）とする。

※レストランA：公園使用料1,820円×253㎡/月額

※場内売店 409 区画：公園使用料 1,820 円×63.41 m<sup>2</sup>/月額

(4) レストランA及び409区画売上金から管理手数料を差し引いた額を業務委託料とする。

## 18 報告義務

(1) 受託者は、委託者に対して事業年度毎に事業計画書を提出しなければならない。事業計画書の提出期限は、前年度の1月末日とする。契約における事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(2) 受託者は、委託者に対して日次及び月次の営業報告書を提出しなければならない。日次営業報告書の提出期限は翌日17時、月次営業報告書の提出期限は翌月5日とする。

(3) 受託者は、受託者本体の営業報告書及び財務諸表その他委託者が受託者の財務状態及び経営成績を把握するために必要と認めた書類を、委託者の要請に基づき遅滞なく提出しなければならない。

## 19 監査及び指導改善

(1) 委託者は、委託業務について毎事業年度末及び委託者が必要と認めた時期に監査を行うことができる。

(2) 委託者は、監査の結果必要と認めたときは、委託業務につき受託者に対して改善を指示することができる。

(3) 委託者は、委託業務の内容、サービス、衛生状況、服務規律その他必要と認めた事項については随時に立入検査を行い、又は報告を求めることができる。この場合において、委託者は必要があると認めたときは、受託者に対して改善を指示することができる。

(4) 受託者は、委託者から19(2)及び(3)による指示を受けたときは、それに関する改善計画書を指示した期限までに委託者に提出し、その実行に最善を尽くさなければならない。

(5) 委託者は、受託者が19(2)及び(3)の指示に従わないときは、委託業務の停止を命ずることができる。

## 20 従業員の身元保証等

(1) 受託者は、受託者の従業員の健康、就労及び労務に関して、その管理及び監督の責任を負わなければならない。

(2) 受託者は、委託業務に従事する受託責任者の住所、氏名、電話番号等を文書をもって委託者に届け出なければならない。

(3) 受託者は、委託業務に従事する受託責任者に異動があるときは、直ちにその旨を所定の文書をもって委託者に届け出なければならない。

(4) 委託者は、受託責任者及び従業員が委託業務に従事するものとして適当でないと認めたときは、その交替を要求することができる。

(5) 受託者は、20(4)による要求があったときは、速やかに適格者を選任して委託業務に支障をきたさないようにしなければならない。

## 21 届出事項

受託者は、次に該当する事実が発生したときは、委託者に対してその旨の必要書類を添えて文書により遅滞なく届け出をし、契約の継続につき委託者の承認を得なければならない。

(1) 本店所在地、商号又は代表者を変更したとき

- (2) 実質上の経営者、役員又は組織等会社の構成に重大な変更があったとき
- (3) 株主、資本構成又は定款等に重大な変更があったとき

## 22 行政上の各種許認可

受託者は、委託業務の遂行に必要となる行政上の各種許認可の手続き等を、受託者の費用負担で行わなければならない。

## 23 衛生管理等

- (1) 受託者は、委託場所内及びその周辺を常に清潔に保ち、飲食物の安全と衛生の確保に万全を期すとともに、委託業務の遂行上必要とされる従業員の健康診断や衛生検査等を適切に実施して、当該結果を委託者に報告しなければならない
- (2) 受託者は、食品衛生責任者を定めて所定の書式をもって委託者に届け出なければならない  
食品衛生責任者の変更についても同様とする
- (3) 受託者は、従業員の健康状態について常に注意を払い、伝染病疾病等の罹患の場合はもちろん、その疑いがある場合であっても、治癒又は罹患していない旨の医師の証明があるまでの間は、当該従業員を就業させてはならない
- (4) 委託者は、受託者の従業員が保健衛生上、委託業務の勤務に適当でないと認めたときは、その就業禁止などの措置を要求することができる
- (5) 委託者は、保健衛生上受託者の委託業務の遂行が不適当と認めたときは、委託業務の停止を命ずることができる
- (6) 受託者は、受託者の負担で生産物賠償責任保険に加入し、当該保険証書の写しを委託者に提出しなければならない

## 24 事故防止

- (1) 受託者は、委託場所の火気及び戸締り等の管理について十分な注意を払わなければならない。
- (2) 受託者は、防犯防災責任者を定めて所定の文書をもって委託者に届け出なければならない。防犯防災責任者の変更についても同様とする。

## 25 非常事態の措置

受託者は、非常事態により人命や財産が危険にさらされたとき、又はそのおそれがあると認めるときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

## 26 管理規定等の遵守

受託者及び受託者の従業員は、委託者が別に定めるスタジアムの管理規定及び消防計画その他指示事項などを遵守しなければならない。

## 27 協力事項

- (1) 受託者は、委託者が主催する連絡会等の会合へ積極的に参加し、意見を交換して相互協力に努めなければならない。
- (2) アンケート調査の実施、モニタリング機関の設置等スタジアムの継続的發展を図るために委託者が行う施策について、受託者は全面的に協力しなければならない。
- (3) 委託者及び受託者は、廃棄物量の削減に努めるなど、環境に配慮した売店経営のために相互に協

力するものとする。マイボトルにて販売した飲料については、委託者の指定する料金を割引くこととする。

- (4) 新横浜公園で行われるイベント等において、マスキングやブランドコントロールが行われる場合、受託者は協力しなければならない。

## 28 機密保持

- (1) 受託者及び受託者の従業員は、委託業務の遂行上知り得た一切の情報を、委託業務の遂行以外の目的のために使用又は開示してはならない。
- (2) 28(1)は、契約が終了した後においても効力を有する

## 29 損害賠償

- (1) 受託者は、委託業務の遂行にあたり、受託者又は受託者の従業員の責めに帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任においてその損害を賠償しなければならない。
- (2) 委託者は、受託者又は受託者の従業員が委託者の職員、スタジアム利用者又は第三者に与えた損害について、一切その責任を負わない。但し、やむを得ず、委託者が賠償したときは、受託者は委託者に対して当該賠償額を直ちに弁済しなければならない。この場合の受託者が弁済すべき金額は、委託者が賠償した金額に委託者が賠償した日の翌日から受託者が当該金額を弁済するまでの期間の日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- (3) 受託者が契約に違反したときは、受託者は委託者に損害の賠償をしなければならない。
- (4) 受託者が委託業務を委託者の承認なく休業した場合における損害並びに、委託場所の返還が遅滞した場合における損害額は、その事実が発生した日の属する月の前月から起算して過去3か月間（業務委託期間が3か月に満たないときは、当該期間とする。）の1日当たりの平均売上管理手数料額の2倍に相当する額に、休業日数又は遅滞日数をそれぞれ乗じた金額とし、受託者は委託者に当該損害額を賠償しなければならない。
- (5) 行政指導等の事由により、委託者が受託者に対して委託業務の停止を命じたときは、受託者は直ちにこれに従わなければならないが、損害賠償その他一切の請求をすることができない。

## 30 損害保険

- (1) 受託者は、委託業務を遂行するに当たり、災害、事故、盗難その他の不測の事態発生による一切の危険に備えるための損害保険に受託者の負担により加入しなければならない。
- (2) 受託者は、30(1)に従って加入した損害保険の内容を委託者に届け出なければならない。この場合において、委託者は受託者の加入する保険内容について指示することができる。

## 31 免責事項

委託者は、委託者の故意又は重大な過失によらない天災、火災、盗難、その他の事故及びガス、電気、水道、冷暖房、昇降機その他の諸施設、設備等の瑕疵若しくは故障又は施設等の工事若しくは保守点検により生じた受託者の損害、法令改正又は行政指導等による休業に伴う受託者の損害に対して、一切その責任を負わない。

## 32 契約期間

契約の契約期間は、令和5年2月1日から令和9年3月31日までとし、初年度のみ1年2か月間の契約とし、以降毎年契約書を取り交わす。

## 33 解約

委託者又は受託者いずれか一方が自己の都合により契約を解約しようとするときは、6か月前までに相手方に対して文書をもって申し出なければならない。これにより契約が解約されたときには、委託者及び受託者は相手方に対して損害賠償その他一切の請求ができない。

## 34 契約の解除

委託者は、次に該当するときは、契約期間内であってもその旨を通知して、即時一方的に契約を解除することができる。これにより契約解除がなされたときには、受託者は損害賠償その他一切の請求ができない。

- (1) 受託者が契約又はその他委託者と受託者両者間の約定に違反したとき
- (2) 受託者の行為が委託者の信用を傷つけ、若しくはスタジアム利用者の利益に反し、又はそのおそれがあると認められたとき
- (3) 委託場所の利用者が過小と認められたとき、又はスタジアム利用者の委託業務に対する満足度の評価が著しく低いと認められたとき
- (4) 「18 報告義務」による業務状況の報告若しくは「19 監査及び指導改善」による監査の結果著しく営業状況が悪化していると認められたとき、又は19(2)及び(3)の指示に受託者が従わないとき
- (5) 受託者が仮差押、仮処分等保全処分の申立を受け、これが受託者の経済的信用の低下に基づくものと認められたとき
- (6) 受託者が強制執行、不動産競売の申立、滞納処分を受けたとき、
- (7) 受託者に対して破産、和議、会社更生、特別清算の申立があったとき又はそのおそれがあるとき
- (8) 横浜市が委託者に対して都市公園法に基づく管理許可をしないとき又は委託者に対してなした都市公園法に基づく管理許可を取り消すとき、若しくは更新しないとき
- (9) 下記の契約終了時の措置に基づく協議が整わないとき
- (10) その他受託者が都市公園法、横浜市公園条例・同施行規則、横浜市暴力団排除条例等の規定に違反したとき

## 35 契約終了時の措置

- (1) 契約が終了したときは、受託者は終了の日までに委託場所を原状に回復して委託者に返還しなければならない。契約の解除のときは、契約終了後2週間以内に委託場所を原状に回復して委託者に返還しなければならない。ただし、あらかじめ、委託者の承認を得た場合は、この限りでない。
- (2) 受託者が前項の規定に違反して委託場所を返還しないときは、委託者は、受託者の費用をもって委託場所に存する受託者の所有物の廃棄を含む委託場所の原状の回復のための措置をとることができるものとし、この措置の完了時に委託場所の返還があったものとみなす。
- (3) 契約終了に際して、受託者は委託者に対して立退料、有益費もしくは必要費の返還、損害賠償、営業の補償その他名目の如何を問わず一切の請求ができず、又はこれらの請求を理由として委託場所の留置をすることはできない。

(4) 35(1)にある「原状回復」とは、委託者負担の内装・設備を委託者に返還するとともに、受託者負担の内装・設備等を全て撤去することとする。この場合において、受託者は自己の故意又は過失により損傷したものについては修復して返還し、委託場所内で造作加工した箇所については原状に復さなければならない。

#### 36 協議事項

(1) 契約締結後において、関連法令等の改正又は経済情勢の大幅な変動その他により、契約内容が不相当と認められるに至ったときは、委託者及び受託者は協議のうえ、その実状に応じて契約内容を変更することができる。

(2) 契約に定めのない事項又は各条項の解釈について疑義が生じた時は、その都度委託者及び受託者が協議して定める。



＜負担区分表＞ ●主分担 ▲従分担

			委託者	受託者
設備費	施工区分	改装工事・設置工事		●
		付帯工事		●
		電気工事		●
	管理機器 (設置費用含む)	持ち込み機器		●
		クレジットカード対応機器		●
		交通系電子マネー対応機器		●
	看板	看板類		●
その他	通信設備工事(クレジット精算用・ネット)		●	
運営費	消耗品代	既存照明電気交換	●	
		看板管球(事業者設置分)		●
		その他消耗品	▲	▲
	保守点検	既存什器備品・機器	●	
		電気・防火・給排水設備	▲	▲
		持込什器備品・設備		●
	修理代	新設給排水・防火設備		●
		既存給排水・防火設備	●	
		既設看板	●	
		新設看板(事業者設置分)		●
	運営	光熱水費(電気・ガス・水道代)		●
		通信費		●
		清掃費		●
		管理機器消耗品交換作業		●
		横浜市管理許可使用料		●
		廃棄物処理費		●
		人件費		●
		材料費		●
		有線放送使用料		●
		被服費		●
		トラブル時のお客様対応	▲	●
		運営上の意思決定(トラブルも含む)	▲	▲
		クレジット等手数料		●
		除雪	▲	▲
		法令にかかわる設備点検・修繕	▲	▲
		その他事業等実施費用(別途協議)	▲	▲
	保険	保険	▲	●